

和泉市議会委員会条例

平成13年10月2日

条例第16号

改正 平成14年3月22日条例第21号

平成17年9月22日条例第26号

平成19年3月29日条例第18号

平成20年7月1日条例第20号

平成21年10月1日条例第19号

平成22年3月30日条例第7号

平成23年3月25日条例第8号

平成25年2月27日条例第2号

平成26年3月28日条例第21号

平成27年3月27日条例第33号

令和2年3月25日条例第14号

令和4年3月25日条例第13号

和泉市議会委員会条例（昭和31年和泉市条例第30号）の全部を改正する。

目次

第1章 通則（第1条—第13条）

第2章 会議及び規律（第14条—第21条）

第3章 公聴会（第22条—第28条）

第4章 記録（第29条）

第5章 補則（第30条）

附則

第1章 通則

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

(1) 総務企画委員会（8名）

- ア 危機管理部の所管に属する事項
- イ 市長公室の所管に属する事項
- ウ 総務部の所管に属する事項
- エ 会計室の所管に属する事項
- オ 市議会の所管に属する事項
- カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 公平委員会の所管に属する事項
- ケ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- コ 農業委員会の所管に属する事項
- サ 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 都市環境委員会（8名）

- ア 環境産業部の所管に属する事項
- イ 都市デザイン部の所管に属する事項
- ウ 上下水道部の所管に属する事項
- エ 消防本部の所管に属する事項

(3) 厚生文教委員会（8名）

- ア 福祉部の所管に属する事項
- イ 市民生活部の所管に属する事項
- ウ 子育て健康部の所管に属する事項
- エ 教育委員会の所管に属する事項

（平14条例21・平17条例26・平19条例18・平20条例20・平21
条例19・平22条例7・平26条例21・平27条例33・令2条例14・令
4条例13・一部改正）

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平19条例18・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員は、次の各号に掲げる会派ごとに当該各号に定める人数を選任する。

- (1) 所属議員が6人以上の会派については、3人
- (2) 所属議員が4人又は5人の会派については、2人
- (3) 所属議員が2人又は3人の会派については、1人

3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(平19条例18・一部改正)

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平25条例2・一部改正)

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(平19条例18・平25条例2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第13条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(平19条例18・一部改正)

第2章 会議及び規律

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開及び傍聴の取扱)

第18条 委員会は、会議を公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(平23条例8・一部改正)

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会にはかって決める。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平27条例33・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平19条例18・一部改正)

第3章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見をきこうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第4章 記録

（記録）

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項の記録は、議長が保管する。

（平19条例18・一部改正）

第5章 補則

（会議規則への委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書の規定によるこの条例の施行の際、現に改正前の和泉市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき在任する総務文教委員会、産業建設委員会及び民生企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の和泉市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務安全委員会、都市環境委員会及び厚生文教

委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による総務文教委員会、産業建設委員会及び民生企業委員会の委員の残任期間とする。

- 3 第1項ただし書の規定によるこの条例の施行の際、旧条例の規定に基づく総務文教委員会、産業建設委員会及び民生企業委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、新条例の規定による総務安全委員会、都市環境委員会及び厚生文教委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成20年9月23日から施行する。

附 則（平成21年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第2号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第21号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第33号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の和泉市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき在任する総務安全委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の和泉市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務企画委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による総務安全委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づく総務安全委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、新条例の規定による総務企画委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

附 則（令和4年条例第13号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。